

◆固定資産税減免制度

	対象	減免要件・適用範囲	備考
(1)	貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産	生活保護法による保護を受けている者など、生活困窮により扶助を受けている者が自ら使用している固定資産	福祉課を通じて申請
(2)	公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く)	行政区など地域の自治組織が所有し、地域住民の公益目的に供している固定資産 対象資産の例: 公民館(建物)、公民館が建っている土地	地域住民の福祉や安全、公共の利便性など、公益目的に直接供されている資産であること。 ※営利目的や他の用途と共有している場合は対象外 税務課固定資産税担当へ直接申請
(3)	市の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産	火災、地震、風水害等の災害で、著しい損害を受けた固定資産	税務課固定資産税担当へ直接申請 被害の程度により減免率が決定
(4)	(1)~(3)に掲げるもののほか特別の事由があるもの	公共事業等(道路の新設等)により国や自治体を買収済であるが、登記手続きが完了していない固定資産 (実質的に国や自治体の所有と認められる場合に限る。)	道路課や関連機関を通じて申請

○「(2)公益のため直接専用する固定資産」には、次のようなものも含まれます。

・学童保育所

筑後市放課後児童健全育成事業運営委託契約に基づき、市長が運営を委託しているもの

・消防水利施設等

消防法第 21 条に基づき、消防長が消防の用に供する施設や、これに準ずるものとして指定した池・井戸・附属進入路など ※直ちにその用途に供する状況になっているもの

○上記減免の対象となる固定資産は、①公益性(地域や公共の利益に資すること)、②非営利性(収益を目的としないこと)、及び③直接専用性(他の用途と共用しないこと)の 3 つの要件を満たす必要があります。

○減免を受けるには申請書の提出が必要です。申請時の必要書類は、減免の内容によって異なります。詳しくは税務課固定資産税担当までお問い合わせください。

【注意】

- ・申請により、必ず減免が認められるわけではありません。
- ・申請の期限を過ぎると、その期分の減免は受けられません。
- ・減免が認められた場合は、原則として申請した年度の、まだ納期限が来ていない税額のみが対象となります。生活保護など継続する理由で減免が認められた場合も、原則として毎年度の申請が必要です。

【お問い合わせ】

総務部 税務課 固定資産税担当

電話:0942-65-7014